

日・インドネシア違法伐採対策協力アクションプラン推進事業（継続）

1. 趣旨

国際社会において違法伐採問題への早急な対策が求められる中、2003年6月、我が国はインドネシアとの間で違法伐採対策のための協力に関する「共同発表」、「アクションプラン」を策定、公表したところであり、今後、同アクションプランに基づき具体的な違法伐採対策を推進する必要がある。

同アクションプランでは、輸入木材の合法性を確認するため、①伐採段階における合法性確認技術、②衛星情報等を活用した伐採監視技術、③流通・加工過程における木材トレーサビリティ技術、の技術開発を行うこととしている。このうち、①については、アジア森林パートナーシップの枠組みにおいて、合法性の確認のために必要とされる基準・指標の検討が関係各国との間で進められているところであり、②については「輸入木材の輸入先国における森林現況把握事業」において必要な技術の開発が見込まれている。そのような中、③についても、早急に技術開発に着手する必要がある、木材輸出国において導入可能な木材トレーサビリティ技術の開発を行う。

2. 事業内容

木材輸出国において導入が可能となるよう、安価かつ偽装表示を概ね防止することのできる木材トレーサビリティ技術の開発を行う。

(1) 情報ツールの選定

木材のトレーサビリティを確保するために具備すべき要件（耐久性、複製不能性）の検討。また、トレーサビリティの情報ツール（バーコード等）について、具備すべき要件から比較検討。

(2) 日本国内における実証試験の実施、技術改良

日本国内において、選定された情報ツールを用いて実証試験を実施。特に、加工段階での情報の引渡し、製品への情報添付について詳細な調査を実施。さらに、実証試験で浮かび上がった問題点を把握し、情報ツールシステム技術の改良を行う。

(3) 木材輸出国における実証試験の実施

違法伐採が行われている国において、実証試験を実施。木材輸出国の実態に合わせて、改良すべき点を把握し、木材トレーサビリティ技術システムを完成させ、導入に向けての問題点を検討。

3. 事業実施主体

(社) 日本森林技術協会

4. 事業実施期間

平成17～19年度（3年間）

5. 平成18年度概算決定額

21,003千円（23,337千円）

(林野庁木材課)